

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書  
素案からの変更箇所一覧 新旧対照表

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
①	8	(別添1) 事務の内容			<p>コンビニ交付サービスの実態に則すよう、ECセンター※に係る記載を明記するのが適当</p> <p>※ECセンター…コンビニ事業者等が設置・運用するデータセンター。キオスク端末と証明書交付センターを中継する。</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 (平成29年9月5日)</p>
②	9	(別添1) 事務の内容	<p>5-③. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、<u>証明書自動交付システムにより住民票の写し等を作成し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末に送って交付する。</u></p>	<p>5-③. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末に送って住民票の写し等を交付する。</p>	<p>コンビニ交付サービスにおける証明書自動交付システムの機能を明記するのが適当</p> <p>第三者点検</p>
③	18	7. 備考	<p>コンビニ交付サービスにおいて、<u>証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から完全に消去される。</u></p>	<p>コンビニ交付サービスにおいて、<u>機構の証明書交付センターでは証明書データを保持しないほか、コンビニ事業者等のキオスク端末では証明書発行後速やかに証明書データを消去する仕組みとなっており、区以外の者が特定個人情報を保管することはない。</u></p>	<p>証明書自動交付システムにおける特定個人情報の保管・消去について明記するのが適当</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 (平成29年9月5日)</p>

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
④	40 同様の記載 があるページ 49, 57	特定個人情報の消去 ルール ルールの内容及びル ール遵守の確認方法	・個人情報（特定個人情報を含む。）が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる <u>細断</u> 若しくは外部業者による溶解処理を行う。	・個人情報（特定個人情報を含む。）が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる <u>裁断</u> 若しくは外部業者による溶解処理を行う。	「裁断」は誤字であり 「細断」が正しい。  第三者点検
⑤	44  同様の記載 があるページ 52, 60	7. 特定個人情報の保 管・消去  ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;当区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。</li> <li>・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。</li> <li>・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</li> <li>・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。</li> <li>・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</li> <li>・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。</li> <li>・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。</li> </ul> <p>・<u>特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理（追記）を行っている部屋に保管する。</u></p>	<p>&lt;当区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及びネットワーク機器の設置室（以下「セキュリティ区域」という。）に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。</li> <li>・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。</li> <li>・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</li> <li>・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。</li> <li>・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</li> <li>・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。</li> <li>・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。</li> </ul>	<p>電子媒体だけでなく、紙媒体についても、保管・消去における物理的対策の内容を明記するのが 適当</p> <p>第三者点検</p>
⑥	44	7. 特定個人情報の保 管・消去  ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;機構における措置&gt;</p> <p><u>証明書交付センター内</u>の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</p> <p>&lt;コンビニ事業者等における措置&gt;</p> <p><u>キオスク端末</u>は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</p>	<p>&lt;証明書交付センターにおける措置&gt;</p> <p>広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。</p> <p>&lt;キオスク端末における措置&gt;</p> <p><u>端末</u>は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。</p>	<p>コンビニ交付サービスにおけるリスク対策を行っている主体を明記するのが必要</p> <p>自己点検</p>

No.	ページ	該当箇所	変更後（現在の記載）	変更前（素案の記載）	上段：変更理由 下段：変更のきっかけ
⑦	44	7. 特定個人情報の保護・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt; <u>機構</u>における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク（LGWAN）回線で、同センターと <u>コンビニ事業者等の EC センター</u> との間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</li> </ul> <p>&lt; <u>コンビニ事業者等</u>における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>EC センターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。</u></li> <li>・ <u>キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</u></li> </ul>	<p>&lt; <u>証明書交付センター</u>における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>機構の</u>証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク（LGWAN）回線で、同センターと <u>コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末</u> との間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。</li> </ul> <p>&lt; <u>キオスク端末</u>における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。</u></li> </ul>	<p>コンビニ交付サービスの実態に則すよう、ECセンターに係る記載を明記するのが適当</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 (平成29年9月5日)</p>
⑧	45	特定個人情報の保護・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt; <u>コンビニ事業者等</u>における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さない</u>と証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。</li> <li>・ <u>キオスク端末で</u>証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。</li> <li>・ <u>キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。</u></li> <li>・ <u>各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書等により従業員の不正行為を禁止する。</u></li> <li>・ <u>店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。</u></li> </ul>	<p>&lt; <u>キオスク端末</u>における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。</li> <li>・ 証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。</li> </ul> <p>(追記)</p>	<p>キオスク端末設置店舗等における監視カメラの設置形態について明記するのが適当</p> <p>情報公開・個人情報保護審議会 (平成29年9月5日)</p> <p>キオスク端末設置店舗等の従業員の不正を防止するための措置を明記するのが適当</p> <p>総務区民委員会 (平成29年9月13日)</p>